

テーマ：2026年4月法改正～税務・労務・登記～

2026年4月1日に施行された主な法改正事項はつぎのとおりです。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

項目	内容
適用対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等で常時使用する従業員数が400人以下(通算法人などの特定法人については、300人以下)のもの
適用対象資産	取得価額が40万円未満である減価償却資産
適用期間・要件	2026年4月1日から2029年3月31日までの間に取得、事業の用に供すること

企業グループ間の取引に係る書類保存義務の特例

項目	内容
制度内容	企業グループ間で行う工場所有権や著作権等の譲渡又は貸付け、経営指導等の役務提供等に関する契約書、明細等の書類の取得・作成及び保存の義務化
罰則	青色申告の承認の取消事由等となる

女性活躍促進法改正による公表義務の拡大

項目	内容
公表義務	<ul style="list-style-type: none">従業員数101～300人の企業において「男女間賃金差異」の公表が義務化従業員数101人以上の企業において「女性管理職比率」の公表が義務化
公表方法	厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」 自社のホームページ掲載等でもOK
公表期間の数値 公表時期	初回の「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の情報公表は、2026年4月1日以後に最初に終了する事業年度の実績を、その翌事業年度の開始後3ヶ月以内

住所等変更登記の義務化

項目	内容
住所等変更登記の義務	<ul style="list-style-type: none">不動産の所有者は、氏名若しくは名称又は住所について変更があったときは、その変更日から2年以内に変更の登記の申請をすることが義務化義務化前に住所等を変更した場合であっても、2028年3月31日までに変更登記が必要
罰則	5万円以下の過料

お見逃しなく！

2026年2月以降、会社等の設立日が祝祭日、土・日曜日であっても設立登記が可能になりました。ただし、指定の休日等の直前の開庁日に申請、受理される必要があるため、申請タイミングに注意が必要です。オンライン申請・郵送申請の場合も、当該開庁日中に申請書類が到達・受理される必要があります。